

苫前町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

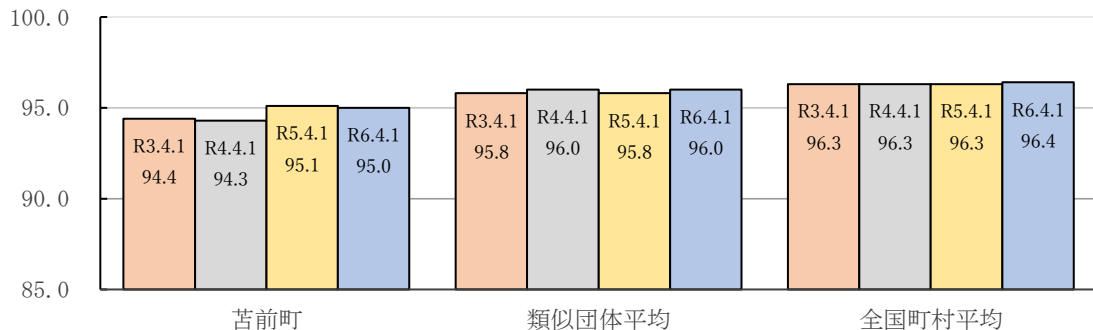
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4 年度の 人件費率
令和 5年度	人 2,747	千円 4,798,541	千円 26,457	千円 624,910	% 13.0	% 9.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 59	千円 235,625	千円 37,743	千円 91,143	千円 364,511	千円 6,178	千円 5,514

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、算定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務雇員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

(苫前町は、人事委員会を設置していないため、記載しておりません)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 ~~未実施~~] 実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げるとともに、世代間の給与配分の適正化のため、50歳台後半層の職員が多く在職する高位号俸の俸給月額を最大で4%程度引き下げ。また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

苫前町は該当ありません。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

平成18年度から、一般職員(教育長を除く)の給料月額について、苫前町職員の給与に関する条例に定める額に対して3%の独自削減を実施し、更に20年度からは削減率を5%として、これを基本に計算される手当(退職手当を除く)にも反映。

なお、独自削減は、財政状況が改善したことから、平成23年12月をもって終了した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
苫前町	43.4 歳	316,179 円	359,431 円	346,201 円
北海道	42.5 歳	318,800 円	386,694 円	360,806 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		苫 前 町	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

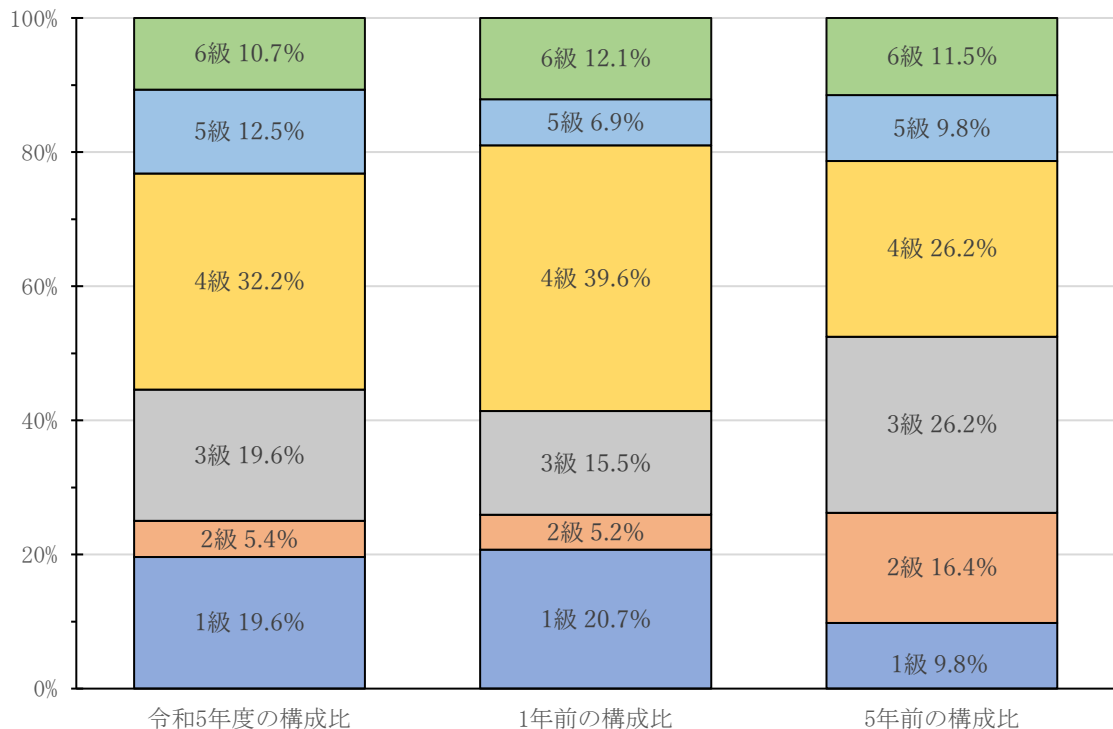
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	291,100 円	349,225 円	373,371 円	377,840 円
	高 校 卒	242,600 円	302,900 円	339,433 円	376,180 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

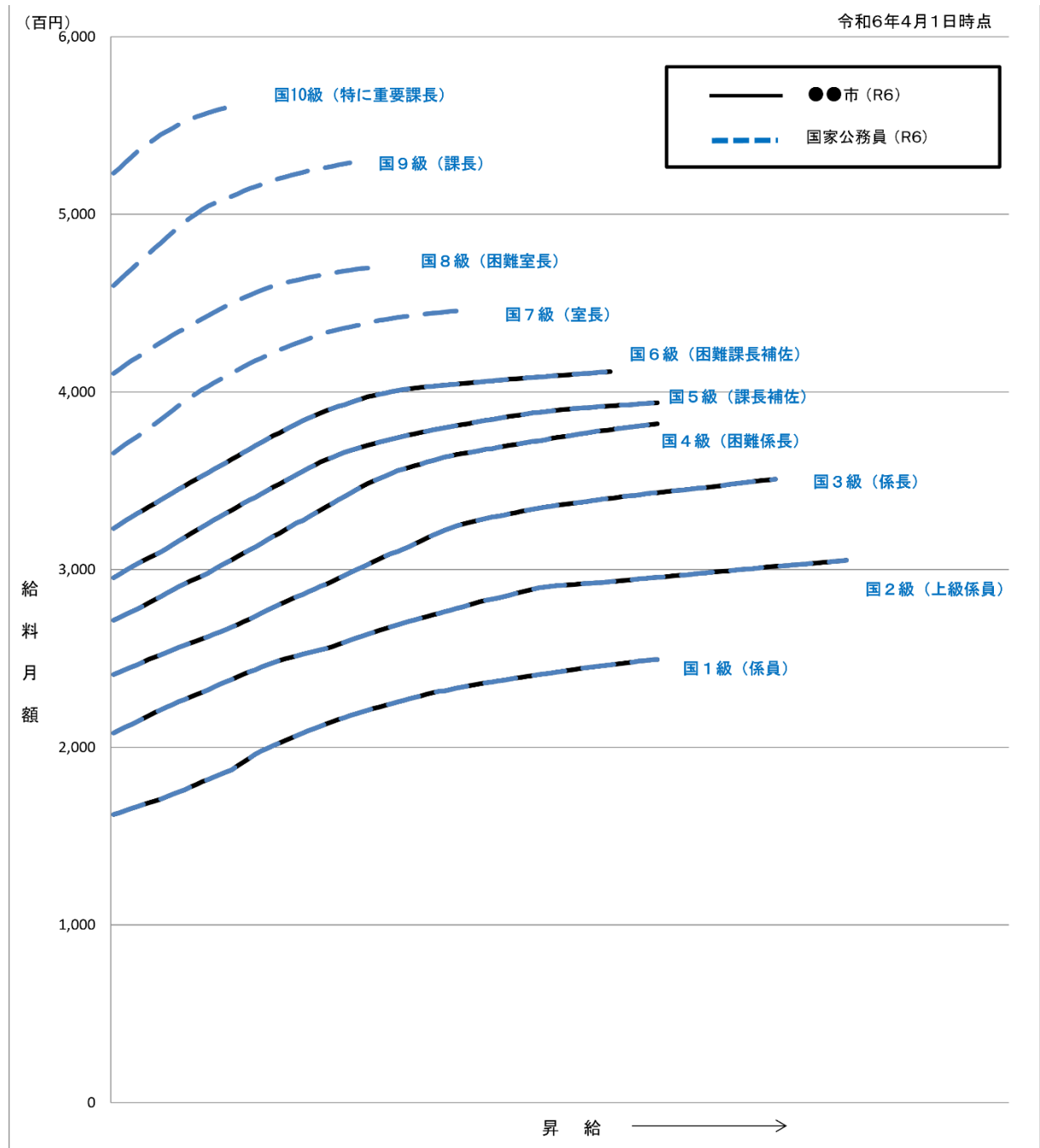
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事、技師、保健師、栄養士、介護支援専門員、主事補及び技師補の職務 2 定型的な業務を行う職務	11人	19.6%	183,500 円	258,100 円
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3人	5.4%	230,000 円	308,500 円
3級	1 係長、保健師長又は主査の職務 2 困難な業務を行う主任介護支援専門員又は主任栄養士の職務	11人	19.6%	261,300 円	354,700 円
4級	1 課長補佐、次長、技幹又は主幹の職務 2 特に困難な業務を行う係長、保健師長又は主査の職務 3 特に困難な業務を行う主任介護支援専門員、主任栄養士の職務	18人	32.2%	287,300 円	386,100 円
5級	1 会計管理者の職務 2 課長、室長、支所長、技師長、参事、教育委員会の課長、議会議務局長の長、公民館の長又は農業委員会の事務局長(以下「課長等」という。)の職務 3 困難な業務を行う課長補佐、次長、技幹又は主幹の職務	7人	12.5%	309,800 円	398,200 円
6級	1 会計管理者の職務(2の職務との均衡上特に必要がある場合) 2 困難な業務を処理する課長等の職務	6人	10.7%	335,000 円	415,700 円

- (注) 1 苫前町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一） 令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（苫前町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

苫 前 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,427 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,682 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（苫前町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

苫 前 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～45%加算 1人当たり平均支給額 11,329 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～45%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

※苫前町は地域手当の支給はありません。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			0 %	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに黄熱、結核及びハンセン症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員		0 千円	1日につき500円
死体処理作業手当	死体の処理作業に従事した職員		0 千円	1日につき2,000円
除雪作業従事手当	運転技術員が午後5時から翌日の午前6時までの間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下において行う除雪車による除雪作業に従事したとき		0 千円	1時間につき60円
異常圧力内作業手当	職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき		0 千円	1時間につき、潜水深度に応じて 310 円から 1,500 円の範囲内の額
牛馬取扱手当	牛馬に行うピロプラズマ等の予防接種作業に従事したとき		0 千円	1日につき230円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	12,471 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	260 千円
支給実績（令和4年度決算）	12,608 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	263 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ○配偶者等 6,500 円 ○子 10,000 円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ		千円 8,392	円 246,824
住居手当	住居等を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ○借家等 家賃の1/2以内 (上限28,000円)	同じ		千円 4,918	円 213,839
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関利用又は自動車等により通勤することを常例とする職員に支給 ○交通機関利用 運賃相当額 (上限55,000円) ○自動車等利用 2,000～31,600円	同じ		千円 1,078	円 53,880
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ○課長等 給料月額の8% ○課長補佐等 給料月額の6%	異なる	役職に応じ 6～8%	千円 6,394	円 336,519
休日勤務手当	祝日及び年末年始に正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・支給額＝1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数	同じ		時間外勤務手当に含む	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給額＝1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数	同じ		千円 0	円 0
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間、休日等に本来の勤務に従事しないで行う宿日直業務に従事した職員に支給 ・勤務1回につき4,400円 ※ 5時間未満の日直(半日直)の場合は、2,200円	異なる	特別の宿日直定めていない	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した管理職員に支給 ○課長等 6,000円 ○課長補佐等 4,000円 ※ ただし、勤務した時間が6時間を超える場合は、150/100を乗じて得た額	同じ	役職に応じ 4,000円～12,000円	千円 90	円 11,250
寒冷地手当	○扶養親族を有する世帯主である職員 116,800円 ○その他の世帯主である職員65,300円 ○その他の職員 44,000円	同じ		千円 6,154	円 90,503

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	714,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
		(714,000 円)	846,800 円／ 528,000 円	
	副 町 長	612,000 円	677,700 円／ 481,000 円	
		(612,000 円)		
報 酬	議 長	260,000 円	400,000 円／ 203,000 円	
	副 議 長	(260,000 円)	314,000 円／ 130,000 円	
		220,000 円		
	議 員	(220,000 円)	290,000 円／ 109,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	190,000 円	(令和6年度支給割合) 4.6 月分	
		(190,000 円)		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.6 月分	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 714千円×在職年数×512.6/100	1,464万円	任期ごと
	副 町 長	612千円×在職年数×323.4/100	792万円	任期ごと
	備 考			
寒 冷 地 手 当	町 長 副 町 長	(令和6年度支給割合) 一般職と同じ		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

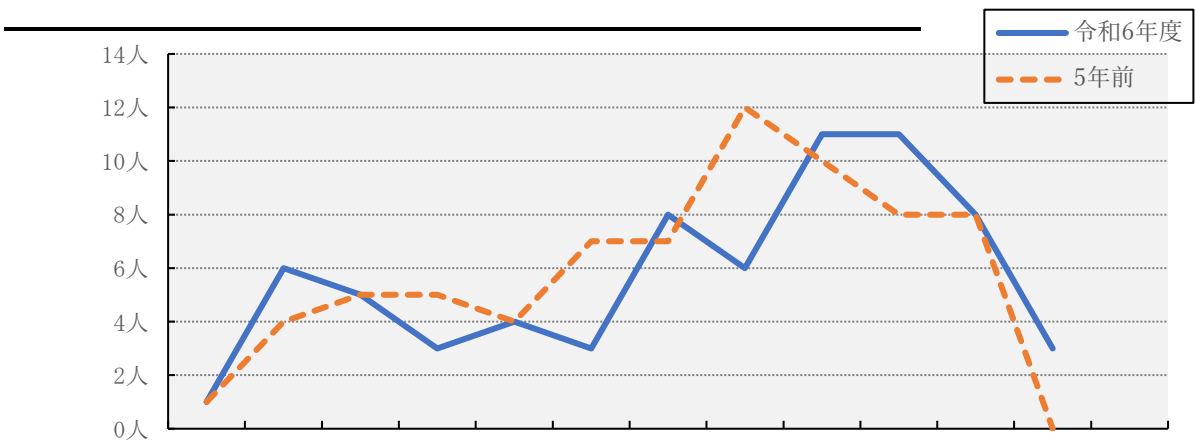
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門			職 員 数		対 前 年増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	異動による増 異動による減
		総務	25	24	1	
		税務	2	3	△1	
		民衛	4	4	0	
		農林	4	4	0	
		水産	6	6	0	
商工		3	3	0		
土 木		6	6	0		
	計	51	51	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 185.66 人 (県団体の人口1万人当たりの職員数 204.97 人)	
	教育部門		8	9	△1	
	小 計		59	60	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 214.78 人 (県団体の人口1万人当たりの職員数 241.46 人)
等会計部門 公営企業	水道等特別会計		10	8	2	異動による増
	小 計		10	8	2	
合 計			69 [85]	68 [85]	1 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 251.18 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	5人	3人	4人	3人	8人	6人	11人	11人	8人	3人	69人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	51	49	53	51	51	51	0
教育	10	11	11	10	9	8	△20%
普通会計計	61	60	64	61	60	59	△3.3%
公営企業等会計計	10	9	9	9	8	10	0
総合計	71	69	73	70	68	69	△2.8%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。